

# 勝浦町第六次総合計画（総合戦略一体型）後期基本計画策定支援業務 仕様書

## 1 業務名

勝浦町第六次総合計画（総合戦略一体型）後期基本計画策定支援業務

## 2 業務の目的

本業務は、「勝浦町第六次総合計画前期基本計画」（以下、「前期基本計画」という。）が令和7年度で計画の最終年度となることから、令和8年度から令和12年度を計画期間とした「勝浦町第六次総合計画後期基本計画」（以下、「後期基本計画」という。）を策定することを目的とする。

また、本町では総合戦略を「勝浦町第六次総合計画」における重点施策として一体的に策定していることから、「次期総合戦略」については「後期基本計画」に位置付け、策定に当たっては、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を勘案するものとする。

## 3 業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

## 4 業務内容

### （1）現行計画の進捗状況の確認

現行計画の施策ごとに達成度を評価するために、各課に向けたシート調査を実施する。シートのフォームは進捗管理に要する町職員の労力を極力少なくするため、毎年町が実施するマネジメントシートを利用した事業評価の結果のとりまとめ等を行い、計画への反映を行う。また必要に応じて、各種ヒアリングを実施し、計画策定の基礎とする。

### （2）人口ビジョンの検証・見直し

人口ビジョンの推計値と実績値の乖離等を分析・検証した上で、最新の人口データに基づき将来人口を推計する。推計結果や国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計等を踏まえ、勝浦町の示す方針に基づき、人口ビジョンについて必要に応じて見直しする。

### （3）トップインタビューの実施

町長に対してインタビューを実施して、将来に向けた課題やまちづくりの方向性などを把握し、計画策定の基礎とする。

### （4）主要課題の整理

町が前年度に行ったアンケートや各種統計資料を踏まえ、「総合戦略」と一体となった「総合計画」の策定に向けたまちづくりの課題について、体系的に整理する。

### （5）後期基本計画及び次期総合戦略（重点施策）案の策定

「後期基本計画」においては、「基本構想」「基本計画」の枠組みに準拠しつつ、「次期総合戦略」を「後期基本計画」の重点施策と位置づける。

「後期基本計画」に定める各種施策等についてPDCAサイクルを通じた継続的な改善と実行を図るため、重要業績評価指標（KPI）をはじめとする各種指標及びその計測方法について提案を行う。また、各種指標について、アウトプット指標を原則とし、審議会等における実質的な

検証を可能とするもので毎年容易かつ確実に数値を知りうるものを提案する。

なお、後期基本計画の計画初年度（令和8年度）について、該当年度当初予算への反映を要するため、計画の庁内案は令和7年12月末までに概ね確定させること。

#### ①後期基本計画

- ・次期総合戦略（重点施策）と整合した「基本計画」施策体系及び施策の展開内容の提案
- ・取組内容、取組スケジュール、関連するK P I等の提案
- ・SDGsのゴール・ターゲット等を参考にした取組や評価指標等の提案
- ・各事業担当課へのヒアリング実施

なお、後期基本計画に位置付ける諸施策が必ず遂行されるよう、当該施策に関係する町職員が「我が事意識」を持ち積極的に参画する仕組みづくりに必要な支援を行うこと

- ・上記を踏まえた「後期基本計画」素案の作成

#### ②次期総合戦略（重点施策）

- ・「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の内容を踏まえた基本的考え方や基本目標等の提案
- ・取組内容、取組スケジュール、関連するK P I等の提案

#### (6) パブリック・コメントの実施支援

計画の庁内案がほぼ確定した段階で行うパブリック・コメントに際し、実施に関するアドバイス、意見への対応案の作成、計画への反映を行う。

#### (7) 審議会等の運営支援

審議会（4回程度）に出席し、運営支援（資料等や議事録要旨の作成など）を行う。

※審議会において、策定における担当者が出席し、施策に反映した各種データの分析結果の説明・助言等を行うこと。

#### (8) 計画書及び概要版の印刷製本

確定した計画書及び計画書の内容を要約した概要版を作成する。

### 5 成果品

#### (1) 総合計画 計画書本編 200部

仕様：A4判、150頁程度、4色刷、全頁デザイン調整有り、電子データ一式

#### (2) 総合計画概要版 電子データ一式

#### (3) その他本業務関連の電子データ一式

電子データは修正可能なもの及びPDFとする。

### 6 その他

(1) 本業務の実施にあたっては、本仕様書、企画提案書その他関係法令及び通達等を遵守するものとする。

(2) 本業務を進めるにあたって、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び勝浦町個人情報保護施行条例の規定に従い、適正に取り扱うこと。

(3) 情報資産の安全性を確保するため、受託者は情報の漏洩が起きないよう細心の注意を払うものとし、企業としてのセキュリティ管理システムが十分に確立されていることを証明しなければならない。具体的には、個人情報保護等に関する公的資格であるJISQ15001（プライバシーマ

ーク取得)に審査登録がされ、3回以上更新されているとともに、機密保持に関する社内規程を設けていることとし、契約前までにそれを証明する書類(認定証の写し)を委託者に提出すること(法人認定ではない担当者の個人資格は対象外)。

- (4) 過去3年以内に、総合計画と総合戦略を一体的に策定した実績を有していること。
- (5) 過去に国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を勘案した第3次地方版総合戦略について策定した実績を有していること。
- (5) 四国内に本店、支店又は営業所等を有し、作業担当者を四国内に配置可能であること。
- (6) この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。
- (7) 成果品に係る著作権・著作権等の権利は町に帰属するものとする。
- (8) 業務完了後に、受託者の帰すべき理由により、成果品に不備等があった場合には、速やかに必要な補修正等の措置を行い、これにかかる経費については受託者の負担とする。